

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

## 青森県最低賃金改定のお知らせ

1 青森県最低賃金が改定されます。金額等は次のとおりです。

**時間額 953円（令和6年10月5日から）**

2 青森県最低賃金は、青森県内で働くすべての労働者に適用されます。

3 製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。

4 業務改善助成金については「業務改善助成金コールセンター」（☎：0120-366-440）にお問合せください。

5 最低賃金引上げに向けた支援策、その他相談については「青森働き方改革推進支援センター」（☎：0800-800-1830）にお問合せください。

6 詳しくは、[青森労働局ホームページ](https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html)からご覧になれます。  
(<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>)

※お問合せは、青森労働局労働基準部賃金室へ。（☎：017-734-4114）

### 「困ったな」はすぐ相談 行政相談

9月1日(日)～10月31日(木)は『行政相談月間』

村民の皆さんが毎日の暮らしの中で、役所が行う仕事に関する苦情や意見・要望があった時に、身近な相談相手となるのは、行政相談委員（総務大臣が委嘱）です。

道路・河川、年金、医療保険、老人福祉、登記、労働基準、雇用保険、自動車検査・登録、窓口サービスなど、役所が行う仕事について、お気軽にご相談ください。相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。

◇日 時：10月17日（木）10時～15時

◇場 所：役場庁舎4階和室

◇相談委員：沢田要一

◇お問合せ先：総務課（☎ 0175-33-2208）

